

3 資 審 第 35 号  
令和 4 年 4 月 1 日

農林水産大臣 金子 原二郎 殿

農業資材審議会長 赤松 美紀

飼料の成分規格の改正に係る諮問について（答申）

令和 4 年 3 月 10 日付け 3 消安第 6755 号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

飼料に含まれる農薬の成分であるマラチオンの成分規格を別紙のとおり改正することについては、適当と認める。

(別紙)

飼料原料	基準値 (mg/kg) (規制対象物質：マラチオン)	
	改正前	改正後
えん麦	<u>2</u>	<u>3</u>
大麦	2	2
小麦	<u>8</u>	<u>10</u>
とうもろこし	2	2
マイロ	<u>2</u>	<u>6</u>
ライ麦	2	2
牧草	135	135
稲わら	<u>0.2</u>	<u>0.5</u>
粃米	2	2

下線部分は改正部分

稲わら及び粃米については、「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知）の管理基準として設定